II. 日本電気泳動学会国際学術賞平井賞規程

- 1. 会則第3条に基づく事業として、日本電気泳動学会国際学術賞平井賞(以下「平井賞」という)を設け必要な事項をこの規程で定める。
- 2. 本会は、第2代会長平井秀松先生主催の第3回国際電気泳動学会の開催を記念して、同学会組織委員会により設立された平井賞基金の委譲を受け、特別会計として管理し、「平井賞」の事業を行う。
- 3. 本会は、広く国際的視野に立ち、電気泳動法に関連する極めて独創的、かつ応用性に富む業績を挙げ、 電気泳動法の発展に著しく貢献した者に対し、国籍を問わず、学会総会において「平井賞」を贈り、 これを表彰する。
- 4.「平井賞」は賞状、賞牌ならびに副賞からなる。
 - 2) 表彰式ならびに受賞講演出席のために必要な旅費、滞在費の全額もしくはその一部を支給する。
- 5. 受賞者は学会総会において受賞講演を行い、学会機関誌上において論文として発表する。
- 6. 授賞は原則として毎年1名とする。
- 7. 本事業を円滑に行うために、「平井賞」選考委員会(以下「委員会」という)を置く。
 - 2)「委員会」は、評議員会の議を経て会長が委嘱した若干名の委員によって構成する。
 - 3) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 4)「委員会」に委員の互選により選出された委員長を置く。
 - 5) 委員長は「委員会」の運営を統括し、選考経過を学会総会で報告する。
- 8. 受賞候補者を推薦しようとする者は評議員とし、毎年「委員会」指定の期日までに、候補者の氏名 (フルネーム)、国籍、所属、連絡先、略歴、主要論文名、発表年および推薦者が署名した推薦理由 書を本会事務局に提出しなければならない。
- 9. この規程に定めること以外については「委員会」が協議して決定する。
- 10. 本規程は、平成5年6月24日より施行される。